

荒木特許事務所

ゴマメ通信

(201401号)

発行人：発明を育てる会（千葉発明研究会）きみりやく肝入役

荒木特許事務所 弁理士 荒木 昭 生

住 所：(千葉本室)

〒 261-0004 千葉市美浜区高洲2-7-5-103

Tel/fax043-245-8721 Email:a-araki099@nifty.com

(お知らせ)

本年より東京分室は閉鎖いたしました。

長い間、ご支援ご協力有難うございました。



梅 花

この通信は、知的財産関連情報や時に感じる話題に関して、筆者のゴマメが自己の知人や友人に気の向くままに発信する一種のエッセーである。ゴマメの生存の証に「ゴマメの戯言」としてご笑覧くだされば幸いです

”うるさいんだよ” 最近のテレビドラマの効果音、人物の台詞が聞こえないほど音楽の音が大きいのだ。主人公の感情の高まりや悲しみを効果音で表現するのも程度のものである。もう少し控えめな表現は出来ないものかと思う。コマーシャルについては、更に輪を掛けて音が大きくなる。ジャラジャラ、ガンガン、なんたら、かんだらと、何の宣伝か訳もわからず大きな音と奇天烈な映像に急いでテレビの音量を下げねばならない。テレビドラマを見ているのかコマーシャルを見ているのか分からない。「こんなコマーシャルを流す会社の商品なんて誰が買ってやるものか」、と思うが、何のコマーシャルか分からないのだから当然買うことはない。これは精神衛生上からだに良くないねえ。

商標法改正について

1月19日の NHK ニュースでは、特許庁は「音や色」にも商標権を付与する法律改正案を国会に提出することを明らかにした(この様な動きのあることは既に前回のゴマメ通信に記載した)。

商標は、企業等が消費者に提供する商品やサービスについて、その出所と品質を保証し、業務上の信用の維持を行うと共に企業の広告機能を持たせ、企業と需要者との円滑な経済活動を行う効果を有するものである。然して商魂たくましく経済戦略のため、企業はこれでもか、これでもか、とコマーシャル攻撃をかけてくること必定である。

さて、今回の商標改正案における音や色は従来のブランド名やロゴマークと異なり、人や動物の五感に強く働きかける効果を有するものである。音は、その周波数帯によって、又は強さやリズムによって人や他の生体に与える影響はさまざまである。同一の音やメロディでも聞く人によっては、よい効果であったり悪い効果であったり、それぞれ人や生態に与える影響・効果は異なるのである。

外国では電気製品の起動音やロゴマークの色などが商標登録されているが、その音や色によって精神異常や身体障害が生ずることはないのだろうか。

高松大学の研究者の発表したエンマコオロギの求愛行動についての「人工再生音が生体へ及ぼす影響」では、自然界の音である「アナログ音」に比べて人工再生音である「デジタル音」が求愛行動を低下させるとの結果が示されている。デジタル再生音でのコマーシャルが現在の少子化と無関係ではないと思いたくはないのだが……。

商標法第4条第1項7号には、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標は登録できない」、という規定がある。色や音に対する生体の反応はいまだ解明されていない。幻覚や妄想への道につながる恐れもある。いつも同じ音を聞かされ同じ色を見せられている内に音中毒や色中毒の人間が増えやせぬかと心配である。